

令和 3 年度 定住自立圏成年後見支援事業内容について (案)
定住自立圏成年後見支援事業における中核機関のイメージ

平成 29 年から 5 年間で定住自立圏事業について 6 事業で実施してまいりました。

令和 3 年が定住自立圏成年後見支援事最終年度となるため、いったんの区切りとなります。定住自立圏の福祉分野としては、定住自立圏で実施してきた成年後見支援事業を市町村の成年後見利用促進計画の策定に合わせ、内容の一部を変更しながら継続して実施してまいります。

令和 3 年から新たに、受任者調整、中核機関の整備及び地域連携ネットワークの構築について取り組んでいく予定です。

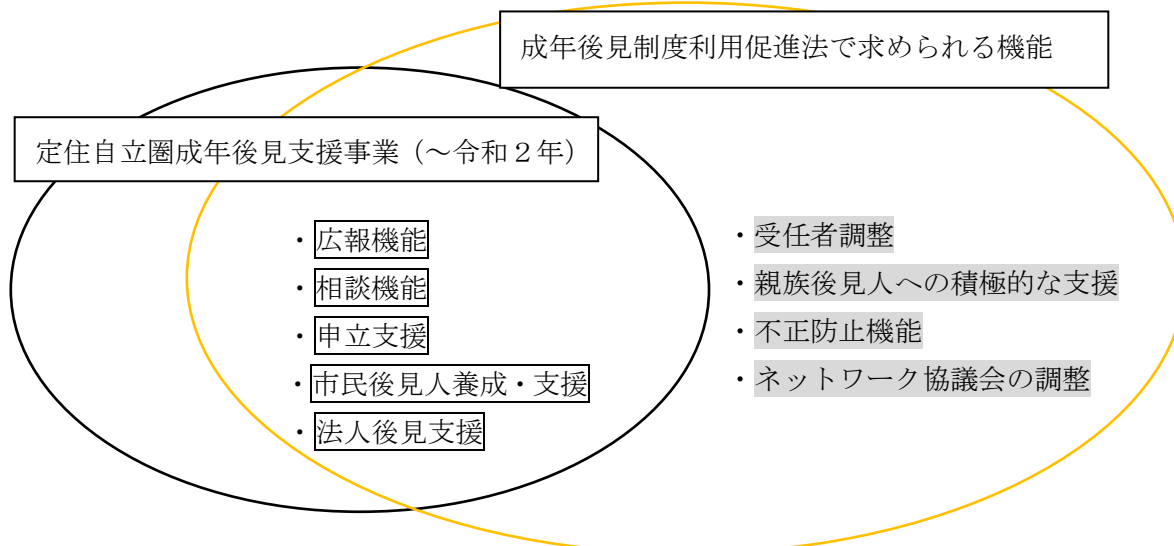
平成 29 年～令和 2 年 事業内容

- ① 成年後見制度の普及啓発
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 市民後見人の養成及び活動支援
- ④ 成年後見制度法人後見支援
- ⑤ 法人後見受任
- ⑥ 県央地域成年後見支援事業の運営支援

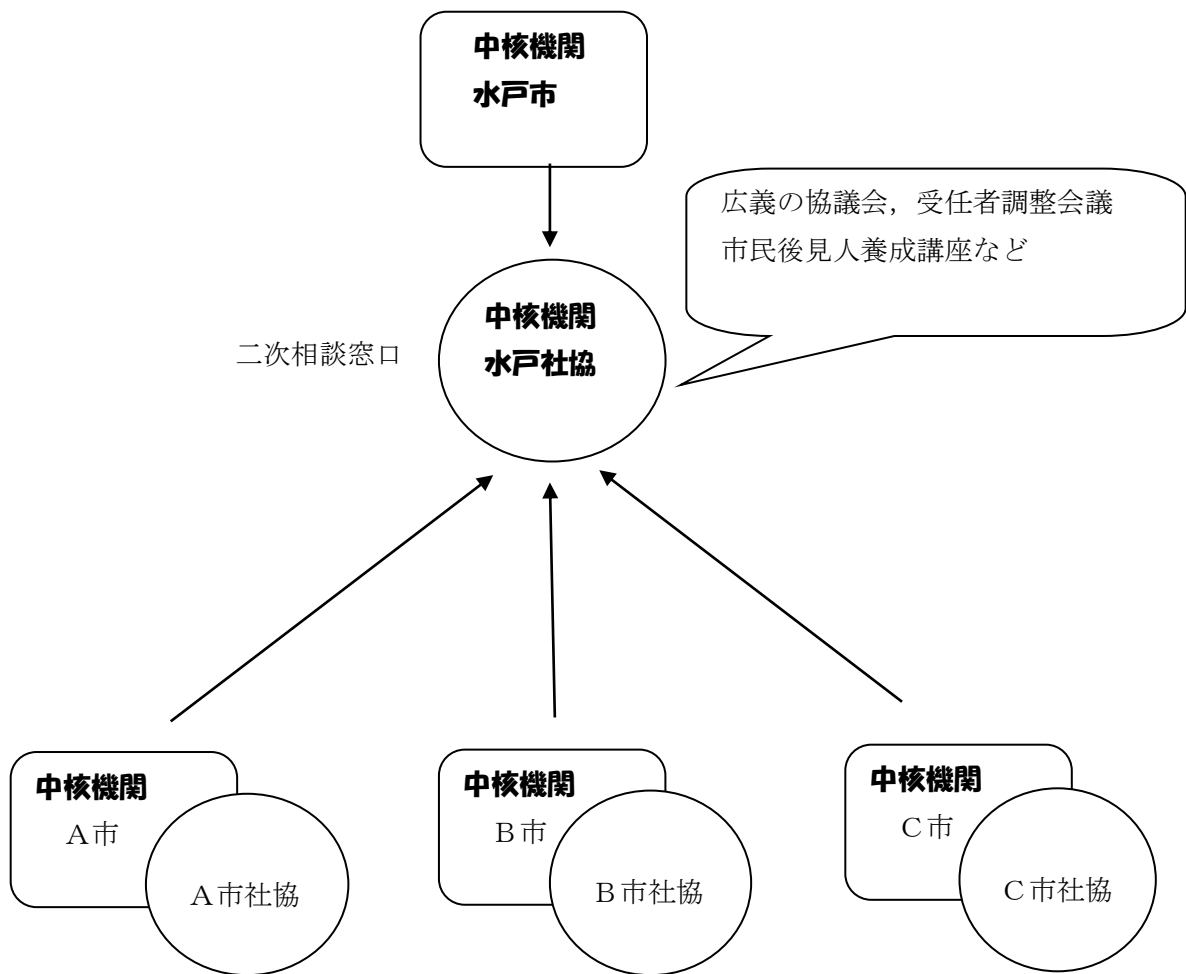


令和 3 年～ 事業内容

- ① 成年後見制度の普及啓発
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 市民後見人の養成及び活動支援
- ④ 成年後見制度法人後見支援
- ⑤ 法人後見受任
- ⑥ 県央地域成年後見支援事業中核機関の運営支援
- ⑦ 受任者調整
- ⑧ 後見人支援 地域連携ネットワーク



定住自立圏の中核機関のイメージ図



定住自立圏構成市町村は、一次相談窓口としての中核機関を各市町村におく。
二次相談窓口としての中核機関を定住自立圏事務局である水戸市社協が担う。

各市町村がそれぞれの計画において中核機関を設置し、中核機関の機能を定める。

① 成年後見制度の普及啓発

中核機関（各自治体の一次相談）	中核機関（水戸社協） 定住自立圏事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種資材作成 ・ 広報紙及びホームページへの掲載 ・ 学習会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種資材作成 ・ 広報紙及びホームページへの掲載 ・ 学習会の実施

② 成年後見制度の利用支援

<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度を利用しようとする人の相談に応じる ・ 申立手続き支援の強化 ・ 首長申立ての実施 ・ 後見人等報酬助成 ○後見監督人等報酬助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度を利用しようとする人の相談に応じる ・ 申立手続き支援の強化 ○親族後見人のための勉強会開催
--	--

③ 市民後見人の養成及び活動支援

<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民後見人のフォローアップなどの協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民後見人養成講座の開催 ・ 市民後見人として活動する者に対し相談・助言を行う体制を整備。 ・ フォローアップ研修の実施。 ・ 後見支援員としての育成・活用を図る。 ・ 市民後見人として選任される者の活動について家庭裁判所等専門機関と連携する。
--	--

④ 成年後見制度法人後見支援

<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人に対して受任体制整備を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人後見団体に対して受任体制整備を支援し、情報提供する。
--	--

⑤ 法人後見の受任

<ul style="list-style-type: none"> ・ 首長申立ての実施（再掲） ・ 後見人等報酬助成（再掲） ○後見監督人等報酬助成（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見人等を受任 ・ 成年後見監督人等受任
---	---

⑥ 県央地域成年後見支援事業中核機関の運営支援

⑦ 受任者調整

<p>○親族申立ての後見人候補者がいない場合の受任可能団体紹介</p>	<p>○親族申立ての後見人候補者がいない場合の受任可能団体紹介</p> <p>○首長申立ての後見人について受任者調整会議の開催 毎月定例・案件がなければ開催しない。 弁護士会・司法書士会・社会福祉士会に受任者調整会議に出席をお願いする。</p>
-------------------------------------	--

⑧ 後見人支援

<p>・地域ケア会議等に参加する。 (狭義の協議会等の開催)</p>	<p>○解決されない困難事案等について事例検討(仮)を開催</p> <p>○家庭裁判所や関係機関との情報交換調整</p> <p>○協議会の開催(年2回) 家庭裁判所・弁護士会・司法書士会・法テラス・社会福祉士会, また関係する団体に参加をお願いする。</p>
--	---